

切手を
貼って
ご投函
下さい

272-0025

(受取人)

市川市大和田1-1-5

公益財団法人市川市文化振興財団

友の会「ローズメンバーズ」事務局

行

市川市文化振興財団

友の会

ローズメンバーズ
〈スタンダード会員〉



入会のご案内

1 ご入会

どなたでも入会することができます。
(ただし未成年の方の入会をご遠慮ください。)
入会は無料、お申し込みは随時受付いたします。

2 年会費 2,000円

3 お申し込み方法

(会館窓口にて) 入会申込書に必要事項をご記入のうえ年会費を添えてお申し込みください。
(郵便振替にて) 年会費を指定の郵便口座に振込み後、入会申込書に必要事項をご記入してポストに投函してください。(振替手数料が別途かかります)

4 会員になられた方には会員証をお渡しいたします。

会員期間は入会した日から1年間経過した日の属する月の末日までです。

5 特典 (詳細は次ページ)

チケット先行予約 チケットの割引
チケット郵送サービス イベント情報紙の送付
サイン色紙プレゼント

問い合わせ先



公益財団法人 市川市文化振興財団
友の会「ローズメンバーズ」事務局

TEL 047-379-5111

特 典

1 チケット先行予約

市川市文化振興財団が、主催または指定する公演のチケットを通常1公演につき、お1人様1～4枚（公演によって異なります）まで一般発売に先駆けて予約をお受けいたします。

ただし、メンバーズ用席数（公演によって異なります）に達しますと受付を終了させていただきますのでご了承ください。

・公演によって先行予約をお受けしないものもありますのでご了承ください。

※なお、予約方法等は毎月お送りいたします情報紙で詳しくお知らせいたします。

2 チケットの割引

市川市文化振興財団が、主催または指定する公演のチケットを通常1公演につき、お1人様1枚～4枚（公演によって異なります）まで特別割引（1割程度）でお買い求めになれます。

・公演によって割引がないものがありますのでご了承ください。

・チケットを購入される時には、必ず会員証を先にご提示ください。

3 チケット郵送サービス

会員の方がお買い求めになった主催または指定する公演のチケットは郵送サービスいたします。

4 イベント情報紙の送付

市川市文化振興財団で行われるイベントの情報が満載の情報紙「イベントガイド」や公演のチラシ等を毎月お送りいたします。

5 サイン色紙プレゼント

主催または指定する公演の中からアーティストのサイン色紙を会員のみなさまへ抽選でプレゼントいたします。

友の会 スタンダード会員 規約

- (名 称)
第1条 この会員制度は、市川市文化振興財団友の会「ローズメンバーズ」といいます。
- (目 的)
第2条 この会員制度は、優れた芸術文化事業への参加の機会を確保し、もって文化の向上に寄与することを目的とします。
- (会 員)
第3条 会員とは、この制度の趣旨に賛同し、本規約の承認のうえ、入会の申込み手続きをされ、市川市文化振興財団が認めた方をいいます。
2 会員資格は1年間とします。
- (入会手続き)
第4条 市川市文化振興財団友の会「ローズメンバーズ」に入会を希望しようとする方は、市川市文化振興財団友の会「ローズメンバーズ」入会申込書を市川市文化振興財団に提出するものとします。
- (会員証)
第5条 会員には、会員証を発行します。発行した会員証は入会してから1年間まで会員資格を証するものとします。
ただし、13条に定める会員資格を喪失した場合は、この限りではありません。
- (会 費)
第6条 会員は、市川市文化振興財団が定めた会費、年会費2,000円（入会金なし）を毎年所定の時期に市川市文化振興財団が定めた方法により支払うものとします。
- (チケット購入)
第7条 会員は、市川市文化振興財団が主催または指定する公演について、入場料金割引（一部除外）で購入できるものとします。
2 前項の公演、申込期間、購入枚数等については、市川市文化振興財団が決定し申込み方法を会員に通知するものとします。
- (会員サービス)
第8条 会員は、市川市文化振興財団の行う各種サービスを所定の方法により利用することができるものとします。
- (代金の支払い)
第9条 会費、チケット購入費等の支払い方法は、全額一括払いとします。
- (会員証の紛失、盗難)
第10条 会員は、会員証を紛失または盗難にあったときは、ただちに市川市文化振興財団に届け出るものとします。
2 会員が紛失、盗難その他の事由により会員証を他人に利用され、会員または市川市文化振興財団に損害を生じた場合、会員がその損害責任を負うものとします。
- (退会等)
第11条 会員が退会するときには、市川市文化振興財団に退会の届けをし責務を完済するとともに、会員証を返却するものとします。
なお、会員期間の途中で退会する場合であっても、会費は返還しないものとします。
- (届出事項の変更等)
第12条 会員は、氏名、住所、電話等に変更を生じた場合には、ただちに市川市文化振興財団に届け出るものとする。
2 会員は、前項の届け出をしないことにより、市川市文化振興財団からの郵便物等が、延着または不到着となっても異議を述べることができないものとします。
- (会員資格の喪失)
第13条 市川市文化振興財団は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消すことができるものとします。
(ア)入会時に虚偽の申告があったとき
(イ)会費、チケット代金の支払いを怠ったとき
(ウ)他人に会員証を転貸するなど会員としてふさわしくない行為をしたとき
(エ)市川市文化振興財団が定めた規約に違反したとき
- (規約の変更)
第14条 本規約を変更する場合には、会員に通知するものとします。
- (事務取扱い)
第15条 この事業に関する事務の取扱いは、市川市文化振興財団が行なうものとします。
- (附 則)
この規約は、平成9年11月3日から適用するものとします。

切りとりせん

申 込 書

ふりがな				
氏 名				
生年月日	昭和・平成 年 月 日	性別	男	女
電 話	()	—		
住 所	〒 —			
お好きなジャンル	1. クラシック音楽 2. ポピュラー音楽 3. 歌謡曲・演歌 4. 演 劇 5. ミュージカル 6. 落語・演芸 7. その他 ()			

※下の欄はご記入の必要がありません

入会年月日	20 年 月 日
登 録	入力済 会員証発行済
入会確認	郵便振替 直接入金
会 員 No.	
備 考	